

## 役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭福社会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、「別表1 役員及び評議員の日当等に関する基準」に定める額とする。
- 4 個々の評議員の報酬は、「別表1 役員及び評議員の日当等に関する基準」に定める額とする。

### **(費用弁償の支給)**

第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 費用弁償は、「別表 1 役員及び評議員の日当等に関する基準」に定める額とする。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

### **(報酬等の支給日)**

第 6 条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

### **(報酬等の支給方法)**

第 7 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

### **(公表)**

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### **(改 廃)**

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### **(補 足)**

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

### **附 則**

- 1、この規程は平成 29 年 6 月 19 日(評議員会の議決日)から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

## 別表 1

役員及び評議員の日当等に関する基準（第4条関係）

### 1、理事及び評議員の業務報酬（日額）

役員会・会議等出席の都度	1人一律 5,000円
日常業務報告による報酬	1人一律 2,000円

### 2、監事の業務報酬（日額）

役員会・会議等出席の都度	1人一律 5,000円
監査業務出席の都度	1人一律 6,000円
日常業務報告による報酬	1人一律 2,000円

### 3、役員及び評議員の費用弁償（日額）

会議等への出席 （公共交通機関利用なし）	自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ、1人30円/km、及び有料道路利用料等相当額。ただし、往復5.0km未満は、0円とし、10円未満は切り上げる。
会議等への出席 （公共交通機関利用）	公共交通料金

### 4、役員及び評議員の出張費用

上記3を適用する。 宿泊料は県内8,000円、県外13,000円とする。
---

### 5、その他

上記のほか、職務執行に必要な経費	理事長判断により職務執行に必要な額を支払う。
------------------	------------------------